

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
9月6日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
 - 自動車専用道路の指定(道路整備課).....
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課).....
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
 - 一般競争入札の実施(物品管理課).....



山口県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年九月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

道路の種類 一般国道

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 三一六号
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---------------------------------------------|-----|--------------------|----------------|---------------|
| 長門市深川湯本字湯田二八四四の一地先から 同市深川湯本字今市二七〇七の八地先まで | 新 旧 | 最狭 二〇・八 最広 三二・五 | 一四二・五 一四二・五 | 道路改良工事の完了による。 |

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|------------------------------------------|-----|----------------------|------------------|---------------|
| 長門市俵山字大坪三二七の一地先から 同市深川湯本字今市二六九二の三地先まで | 新 旧 | 最狭 二六・〇〇 最広 二六・〇〇 | 五三四五・八 五三四五・八 | 道路改良工事の完了による。 |

道路の種類 県道
路線名 下関長門線
道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|---------------------------------------|-----|--------------------|--------------|---------------|
| 長門市俵山字柏木三〇八の一地先から 同市俵山 同字三〇五の三地先まで | 新 旧 | 最狭 二九・二 最広 三二・五 | 七六・八 七六・八 | 道路改良工事の完了による。 |

山口県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和元年九月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|--------------|---------------------------------------------|----------|
| 一般国道 三一六号 | 長門市深川湯本字湯田二八四四の一地先から 同市深川湯本字今市二六七八の二地先まで | 令和元年九月七日 |

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|--------------|------------------------------------------|------------------|
| 一般国道 四九一号 | 長門市俵山字大坪三一七の一地先から 同市深川湯本字今市二六八七の一地先まで | 令和元年九月八日 午後五時 |

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------------|---------------------------------------|----------|
| 県道 下関長門線 | 長門市俵山字柏木三〇八の一地先から 同市俵山、同字三〇四の六地先まで | 令和元年九月七日 |

山口県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。
 その関係図面は、令和元年九月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 区 間 | 延 （メートル）長 | 指 定 の 期 日 |
|--------------|------------------------------------------|--------------|-----------|
| 一般国道 四九一号 | 長門市俵山字大坪三一七の一地先から 同市深川湯本字今市二六八七の一地先まで | 五、三三五・八 | 令和元年九月八日 |

山口県告示第百五十六号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一中「される資格」の下に「（令和元年十月一日以降に執行する競争入札にあっては、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格）」を加える。



(九八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、令和元年九月六日から令和二年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 常盤町一丁目スマイルマーケット
 - 所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名 称 住 宇部市 常盤町一丁目七番一号
 - 所 代表者の氏名 久保田后子

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|----------------|----------------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社山口井筒屋 | 株式会社山口井筒屋 | 株式会社山口井筒屋 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 株式会社ぎわい字部 | 株式会社ぎわい字部 | 株式会社ぎわい字部 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 宇部市中央町三丁目三番一八号 | 宇部市中央町三丁目三番一八号 | 宇部市中央町三丁目三番一八号 |
| | 杉下 秀幸 | | 杉下 秀幸 |

四 届出年月日

令和元年八月二十日

五 変更年月日

令和元年七月二十日

(九九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月六日から令和二年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 山口 普

| | | |
|---------|-------|-------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

平成三十年十月六日

| | |
|---------------------------|---------------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社ツルハグループド ラック&ファミリーマシー西日本 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 広島市西区井口明神二丁目一番一〇号 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 村上 正一 |

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

平成三十年十月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 山口 普

| | | |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社セリア | 株式会社セリア |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 岐阜県大垣市外濠二丁目三八 | 岐阜県大垣市外濠二丁目三八 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 河合 映治 | 河合 映治 |

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

届出年月日

令和元年八月二十二日

四 届出年月日

平成三十年十月二十四日

五 変更年月日

令和元年八月二十二日

四 届出年月日

平成三十年十月二十四日

(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、令和元年九月六日から令和二年一月六日までの間、山口県商工労働部商
 政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名 | 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社 | 変更後 塩崎 圭三 | 変更後 松川 健嗣 |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------|--------------|

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

令和元年五月十日

(一〇一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字高畑字北畑

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区大高町南関山三五番地
 鈴秀工業株式会社

(一〇二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和二年一月十四日

(四) 納入場所

山口県立高森高等学校ほか十五箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争

- 入札参加資格を有する者であること。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
 - 山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
 - 令和元年十月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年十月十七日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
 - 令和元年十月十七日午前十時
- 七 入札保証金
 - 免除する。
- 八 無効入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
 - 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者

- 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
 - 要
- (四) 契約保証金
 - 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年十月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三三九六〇)に問い合わせる。
 - 〇)に問い合わせる。
 - 十一 Summary
 - (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools
 - (3) Delivery period: January 14, 2020
 - (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Takamori High School and 15 other places
 - (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 16, 2019 (If brought in person: 10:00 A.M. October 17, 2019)

令和元年九月六日印刷
令和元年九月六日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事